

7月10日(日)に参議院議員通常選挙が行われます 必ず投票しましょう!



当日、投票に行けない方は 期日前投票・不在者投票をしましょう!

参議院議員通常選挙は、今後の日本の進路を決める重要な選択の機会です。
有権者の皆さん、必ず投票しましょう。



期日前投票・不在者投票

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、名簿登録地の区役所等で期日前投票ができます。

期日前投票・不在者投票の期間

6月23日(木)～7月3日(日) 8:30～20:00

7月 4日(月)～7月9日(土) 8:30～21:00まで
時間延長しています

場所 ● 区役所



● 区役所出張所



なお、出張等の都合により名簿登録地の区役所等での期日前投票ができない方は滞在先の市区町村選挙管理委員会、また、不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所している方はその施設で、それぞれ不在者投票ができます。

また、身体に一定の重度障がい等のある方は、郵便等による不在者投票ができますので、あらかじめ区の選挙管理委員会において郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※滞在先での不在者投票の投票場所・時間は、滞在先の選挙管理委員会にお問合せください。

※新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票をすることができます(特例郵便等投票)。くわしくは区の選挙管理委員会にお尋ねください。

投票案内状を投票所へ

世帯ごとにまとめて封書で投票案内状をお送りしておりますので、ご自身の投票案内状を投票所へお持ちください。

また、投票案内状がなくても投票はできますので、受付の係員にお申し出ください。

(投票案内状をご持参いただいた方もご本人確認はさせていただきます。)

投票所内での感染・まん延防止に 取り組んだうえで選挙を実施します

選挙管理委員会が実施する感染症対策

- 投票所には消毒液を備えています。
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用しています。
- 記載台等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を実施しています。
- 投票所には、使い捨てのクリップ付き鉛筆もご用意しています。

有権者の皆さんにお願いしたい事項

- 混雑緩和のため期日前投票を積極的にご利用ください。
- マスクの着用、咳エチケットの徹底、来場前後や帰宅後の手洗いをお願いします。
- 周りの方との距離を保つようにお願いします。
- ご自身で鉛筆またはシャープペンシルを持参いただき、投票用紙に記入することもできます。

点字投票・代理投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。

また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所でお気軽にお申し出ください。

安心して投票所へ

障がいのある方も不自由なく投票できるように、各投票所に車いす用の投票記載台や段差解消のためのスロープなどを設置しています。

なお、投票の際に手話通訳が必要な方は、事前に区の選挙管理委員会(区役所内)へ、住所・氏名・ファックス番号(電話番号)を書いて郵送またはファックスなどで申し込んでください。

期日前投票宣誓書を投票案内状 の裏面に印刷しています

期日前投票の際に受付で記入していただく期日前投票宣誓書を投票案内状の裏面に印刷しています。

事前に記入して期日前投票所にお越しいただくと、手続きがスムーズになります。

なお、期日前投票宣誓書は、期日前投票所にも置いています。



公正な社会の実現のために
選挙で投票し、
あなたの意見を政治に届けましょう。